

警察庁訓令第 号

警察庁における行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

警察庁長官 楠 芳伸

警察庁における行政文書の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察庁における行政文書の管理に関する訓令第14条第3項ただし書の規定は、同訓令第13条第9項に規定する文書作成取得日が令和7年4月1日以後である同訓令第2条第1号に規定する行政文書及び同訓令第13条第11項に規定するファイル作成日が同日以後である同訓令第2条第2号に規定する行政文書ファイルについて適用する。

別紙

警察庁における行政文書の管理に関する訓令（平成23年警察庁訓令第9号）

改 正 後	改 正 前
<p>(保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第14条 [1・2 略]</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を<u>求めるものとする。ただし、保存期間が3年以下の行政文書ファイル等については、この限りでない。</u></p> <p>4 総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて<u>当該行政文書ファイル等</u>を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第1項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。</p>	<p>(保存期間が満了したときの措置)</p> <p>第14条 [1・2 同左]</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を<u>求めるものとする。</u></p> <p>4 総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて<u>当該行政文書</u>を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第1項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	